

～あなたのチカラを必要としています～

大崎市女性人材リスト登録者募集



大崎市は、「すべての人が、その性別にかかわらず一人の人間として大切にされ、一人ひとりが個性豊かに生きることができる」男女共同参画社会の実現を目指し、大崎市男女共同参画推進基本計画で掲げた各分野の施策に取り組んでいます。

より多くの女性が、大崎市の政策や方針決定など様々な分野・場面で参画できる機会を広げるため、「大崎市女性人材リスト」を作成し、登録された方々のなかから、市の審議会^(注)委員や研修会、講座の講師などとして推薦し、女性の参画率向上を目指しております。(情報の活用は市役所内に限ります。)

市政に関心を持ち、ご自身の知識や経験などを公的な場面で発揮したいとお考えの女性の方を募集しています。

注) 審議会・・・行政機関が政策立案などについて、学識経験者や利害関係者の意見を反映させるために設置する合議制の諮問機関のこと。(R6.4.1 現在の審議会委員女性登用比率 27.2% 目標値 50%)

<応募資格>

- ・市内にお住まい又は、勤務若しくは通学している18歳以上の女性(高校生を除く)
- ・市の各種審議会等に委員として参画することを希望、または市で企画する研修会・講座の講師等としてご自身の経験・知識などを発揮したいとお考えの方



登録方法

「大崎市女性人材リスト登録申請書」による申請方式です。

登録を希望される方は、下記までご連絡いただくか、市のウェブサイトから大崎市女性人材リスト事業実施要綱および登録申請書をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、下記のメール、FAX、または郵送で提出してください。

※他薦の場合は本人の承諾を得ることとします。

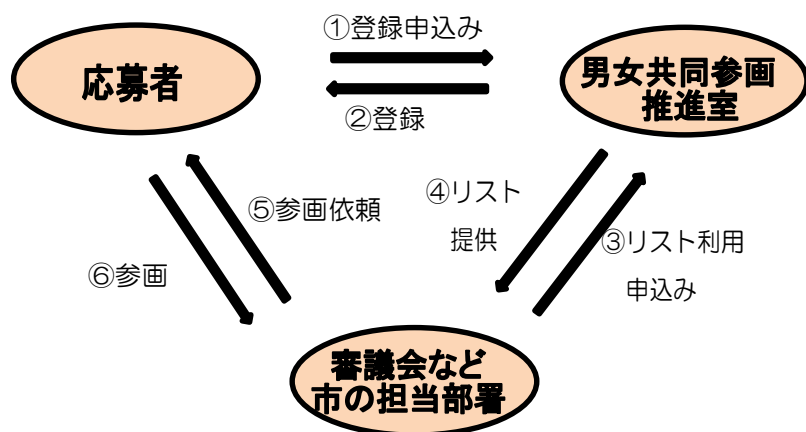
▶市ウェブサイト
二次元コード



募集期間・登録期間

募集は通年行っています。登録した日から、ご本人からの登録抹消の申し出があった日、または応募資格の条件に該当しなくなった日までとします。

登録から活躍までの流れ



「女性人材リスト」に登録していただき、男女共同参画推進室より、審議会などの政策・方針決定の場などにあなたの情報を紹介します。(①～④)

その後、市の担当部署などからの参画依頼があり、あなたのご意向を確認した上でご参画いただきます。(⑤～⑥)

その他

女性人材リストへは候補者として登録するもので、登録された方が必ず委員に就任したり、講師を依頼されるとは限りません。

また、実際に委員へ就任や講師を依頼する場合は、市の担当部署よりご本人様のご意向を確認させていただきます。ご都合により依頼をお断りいただいても構いません。

<問合せ・申込み先>

大崎市市民協働推進部 まちづくり推進課男女共同参画推進室

住所：989-6188 大崎市古川七日町 1 番 1 号

電話：0229-23-2103 ファックス：0229-23-2427

Eメール：machi@city.osaki.miyagi.jp

♪ご登録お待ちしております♪

